

公文書非公開決定通知書

相模原市指令(相ま)第1号

様

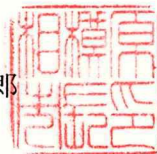
令和6年11月20日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することを決定しましたので、相模原市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、相模原市を被告として、提起をすることができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することとなります。

令和6年12月3日

相模原市長 本村 賢太郎



1 公文書公開請求書に記載された公開の請求に係る公文書の内容	SC相模原、三菱重工相模原ダイナボアーズ、ノジマステラ神奈川相模原及びノジマ相模原ライズその他団体から共同で提出された「相模原駅北口地区土地利用計画」に関する提案書
2 存否を明らかにしない理由	相模原市情報公開条例第10条 当該文書の存否を答えるだけで、提案者名を公開することとなり、法人等の不利益が生じる可能性があるため、その存否を明らかにすることができない。
3 事務担当課	都市建設局 相模原駅周辺まちづくり課 (電話) 042-707-7026
備考	相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集の実施要領においては、提案者の社名等は原則公表しないことを定めている。